

保健医療計画の改定に伴う地域医療構想の見直しについて

1 見直しの基本的な考え方（案）

保健医療計画の改定内容を検討する中で、中長期的な施策の追加や変更、修正等の必要が生じた場合などについては、地域医療構想の一部を見直すこととする。

- ・ 地域医療構想の地域版部分の修正については、地域の判断によるものとし、修正する場合は、地域医療構想調整会議で検討のうえ、保健医療計画推進会議へ報告する。
- ・ 地域版以外の部分の修正については、必要に応じて、保健医療計画推進会議の中で検討する。
- ・ 原則として、データ集部分の年度更新は行わない。

2 見直し作業を行う場合のスケジュール

日程	地域医療構想調整会議（地域版）	保健医療計画推進会議（全体）
7月19日		第2回保健医療計画推進会議 ・見直し方針の提示
8月	第1回地域医療構想調整会議 ・見直し方針の提示	
9月		第3回保健医療計画推進会議 ・必要に応じて地域版以外の部分の見直し(案)の提示・検討
9～10月	第2回地域医療構想調整会議 ・必要に応じて地域版部分の見直し(案)の提示・検討	
10月～ 11月	・必要に応じて、書面会議等の開催により見直し(案)の検討・承認	第4回保健医療計画推進会議 ・必要に応じて地域版以外の部分の見直し(案)の提示・検討
12月上旬		第5回保健医療計画推進会議 ・地域版も含めた見直し(案)の検討
12～1月	パブリックコメント	
	第3回地域医療構想調整会議	
2月		第6回保健医療計画推進会議 ・保健医療計画改定案(構想を含む)の検討